

堺市西区役所と学校法人八洲学園八洲学園高等学校による こどもの居場所ネットワーク推進に関する協定書

堺市西区役所（以下「甲」という。）と学校法人八洲学園八洲学園高等学校（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は緊密な連携のもと相互に協力し、それぞれの資源や機能を活用し、堺市西区内の学齢期のこどもを地域社会全体で包括的に支援することを目的として協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 学校に行きづらいこどもやその保護者への支援策等の研究及び課題解決に向けた企画立案に関すること。
- (2) 学校に行きづらいこどもやその保護者を対象とした支援情報の提供、悩みや不安・ニーズなどを共有する場の提供に関すること。
- (3) 切れ目のないこどもの包括支援ネットワーク推進への協力に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために相互に合意した事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に提供もしくは漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、本協定の取組を実施する上で知り得た個人情報について、個人情報の適切な管理のために、個人情報保護法を遵守し、また次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙の事業上で業務に従事する者に対し、当該業務に従事しているとき、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は

個人情報取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

(経費)

第5条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として甲と乙において各々応分に負担することとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知し、相手方と協議し書面により合意した場合、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(協議)

第8条 本協定の定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が協議してこれを定めることとする。

この協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年1月30日

甲 大阪府堺市西区鳳東町6丁600番地
堺市西区役所
区長

乙 大阪府堺市西区鳳中町7-225-3
学校法人八洲学園
八洲学園高等学校
校長